

四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

※赤文字は別添の「回答に関する参考資料」の名称です。

質問No.	質問	回答
1	【様式5-2 業務責任者について】 業務責任者の役割について教えてください。必要な資格等がありますか。	業務責任者とは、本業務を取り扱ううえでの最高責任者であり、委託業務全般の最終的な責任を負う方となります。着任にあたり必要な資格要件は求めません。
2	【様式5-3 職員の雇用計画について】 現在の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の運営の職員は、保護者が組織する各運営委員会の雇用と理解しています。令和6年3月31日に退職し、令和6年4月1日に新規採用とするものか。	お見込みのとおりです。
3	放課後児童クラブ職員の有給休暇の引継ぎはどのようにになりますか。	雇用契約に関する事項のため市が指示すべき事項ではありませんが、労働者（支援員及び補助員等）の要望も聞いていただき、休暇の取り扱いをご検討いただきたいと思います。
4	児童館職員は会計年度任用職員と認識していますが、現在の雇用契約は令和6年3月31日まででしょうか。	お見込みのとおりです。
5	放課後子ども教室で活動してくださる協働活動支援員等は雇用ではないと認識していますが、どのような契約になりますか。年間の活動内容・時間等を依頼文にし、承諾書を交すような形式ですか。	お見込みのとおり、協働活動支援員は雇用ではなく依頼により活動していただく形式となります。なお、依頼方法等に指定はありません。
6	【様式5-3 事業引継ぎについて】 プロポーザル実施要領に「運営準備期間 契約締結の翌日から令和6年3月31日」と記載されていますが、この期間が事業引継ぎ期間ですか。令和6年4月1日以降は保護者が組織する運営委員会は解散するものと想像しますが、4月1日以降に追って確認したい事項がある場合、どのように対応すればよいでしょうか。	お見込みのとおり、契約締結の翌日から令和6年3月31日が引継ぎ期間であり、4月1日からは現在運営を行っている運営委員会は解散となります。よって、業務引継ぎに関しては3月末までに終了していただくものですが、4月以降の問い合わせなどが必要であると判断される場合は、事業者における対応方針をご確認ください。
7	令和5年度までの会計は清算されると思いますが、令和6年度当初の運転資金はどのようにになりますか。	本事業の請負費は複数回の概算払いを行う予定としており、第1回目の支払を令和6年4月予定としています。
8	様式5-3 学校および関係機関との連携方法について 現在、どのような関係機関と連携や交流を図られていますか。	各児童クラブ、子ども教室については、それぞれが学校を始めとした関係機関と連携・交流を図っていますが、それぞれの詳細は把握していません。児童館については、校区である中村小学校及び中村南小学校と定例または不定期の会を行っているほか、隣接する子育て支援センターとの合同の避難訓練などを実施しています。
9	市と運営者間の連絡調整等を目的とした会議は開催していますか。	現在は、年に1～2回の頻度で運営委員会代表者及び支援員の代表に集まっていたいただき、運営に関する会議を行っています。
10	【様式6-1 利用申し込みの受付体制について】 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の利用児童の募集、申込方法、利用契約、待機児童の管理等、一連の流れを教えてください。また、令和5年度の待機児童数を教えてください。	利用申し込みは、現在各学級ごとに行われています。利用を希望する場合は申込書類に必要事項を記入し、各学級に提出していただきます。また、新入生は、小学校の就学児検診や学校説明会など、保護者が集まる場で申込方法を説明しています。待機児童については、定員に空白が出来た場合に順次受け入れをします。令和5年10月時点で、待機児童数は4人です。
11	【様式6-3 日常点検等の管理、通常活動時の安全対策、災害時の安全対策について】 「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第5条4項「その運営の内容について、自ら自己評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない」とありますが、現在自己評価は実施されていますか？実施されているようでしたら、可能な範囲で教えてください。	現在の運営組織において、自己評価は実施できておりませんが、令和6年度以降は実施する予定です。
12	「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条「安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない」とありますが、現在の安全計画について可能な範囲で教えてください。また、各クラブ、教室、児童館の避難場所について教えてください。	安全計画については、令和6年3月末までに策定される予定です。避難場所については「 避難場所一覧 」をご覧ください。
13	「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条「事業継続計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるようつとめなければならない」とありますが、現在事業継続計画は策定されていますか？策定されているようでしたら、可能な範囲で教えてください。	事業継続計画は、令和6年3月末までに策定される予定です。
14	「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第13条3項「必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない」とありますが、現在の管理について、可能な範囲で教えてください。	各運営委員会においてそれぞれ管理を行っています。
15	【様式6-3 おやつ提供時のアレルギー対応方針について】 現在、実施されているアレルギー対応について教えてください。	各運営委員会に委託しており、適切に対応していますが、対応内容は児童のアレルギー内容により異なるため、それぞれの児童の対応方法については現運営者からの引継ぎをお願いします。
16	【様式6-3 個人情報保護のための体制・考え方について】 現在、個人情報保護に関連する規程等は整備されていますか？規定等があれば、内容を教えてください。	個人情報の保護に関しては、かつては市の規程がりましたが、令和5年度より「個人情報の保護に関する法律」に従っており、運営事業者にもそれに準じていただいております。
17	職員の資格について 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、また「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められた、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とは、免許状更新講習の受講・修了が必須でしょうか？	「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）の施行によって、免許状の更新に関しては令和4年度より取り扱いが変更となっています。現在の規定に従い有効な免許状を有する者としてください。